

青森県報

第八百一十一号

令和六年
九月九日
(月曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障
社が課い) ……一
- 道路の区域の変更……………(道
路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人
事課) ……二
 - 建設業者の許可の取消し……………(東
青地域
県民局) ……三
 - 右 同……………(中
南地域
県民局) ……三
 - 右 同……………(西
北地域
県民局) ……三
 - 右 同……………(上
北地域
県民局) ……三
 - 右 同……………(下
北地域
県民局) ……四
- 公安委員会
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会
計課) ……四

告

示

青森県告示第四百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名 称	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人 幸福喜会	主たる事務所の所在地 弘前市大字外崎三丁目一の一〇	居宅訪問型児童発達支援	多機能型事業所ルアナ 弘前市大字御幸町三の二四	令和 六・九・一

青森県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道	三 沢 十 和 田 線		十和田市東二十一番町六〇の二一六から 十和田市東十一番町三三三二まで		前 後	八・四五メートルから 二二・九一メートルまで 一三・五六メートルから 二二・九一メートルまで	一、六八二・〇〇メートル 一、六八二・〇〇メートル	

青森県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
県道三沢十和田線	十和田市東二十一番町六〇の二一六から 十和田市東十一番町三三三二まで	令和六・九・九

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県新給与システム等基本構想策定業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年八月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
ITbook株式会社
東京都江東区豊洲三丁目二の二四
- 六 契約金額
三千四百七千六百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定による
- 八 契約の相手方を決定した手続
企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 和光水道工業株式会社
- 二 代表者の氏名 藤田昭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市自由ヶ丘二丁目一六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第五三三三号
- 五 取消年月日 令和六年七月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 中央設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 杉澤悟大
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字若葉一丁目五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第七一一四号

五 取消年月日 令和六年七月十二日

- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和六年九月九日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 佐藤建築
- 二 氏名 佐藤英敏
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字新宮字岡田一八三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一六一七五号
- 五 取消年月日 令和六年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社大阪
- 二 代表者の氏名 大坂陽一
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字八斗沢字八斗沢一九一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―三)第一〇一九二号
- 五 取消年月日 令和六年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社さくら工業
- 二 代表者の氏名 葛野貴規
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の五三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―五)第六〇〇二六四号
- 五 取消年月日 令和六年七月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月九日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察指紋自動識別システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年八月二十三日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 落札金額
千六百万五千円
- 七 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年七月十日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭